

第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）に対する意見募集について

<p>あん けん めい 案 件 名</p>	<p>だい き すいたし しょう ふくし けいかく およ だい き すいたし しょう じ ふくし けいかく あん 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）</p>
<p>せいさくとう あん だいいい 政策等の案の題名</p>	<p>だい き すいたし しょう ふくし けいかく およ だい き すいたし しょう じ ふくし けいかく 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画</p>
<p>せいさくとう あん 政策等の案の しゅじ がいよう 趣旨と概要</p>	<p>ほんけいかく しやうがいしやそうごうしえんほう だい じよう だい こう きてい しちやうそんしやうがいふくしけいかく じどうふくし 本計画は、障害者総合支援法第88条 第1項に規定する市町村障害福祉計画と、児童福 祉法第33条の だい じよう きてい しちやうそんしやうがいふくしけいかく いったいてき きくいてい 第20項に規定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定するもので、 ほんし しょう ふくし など しゅるい ぐたいてき じっしないうよう ひつよう みこみりよう 本市における障がい福祉サービス等の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、 かくほ ほうさくとう きだ その確保のための方策等を定めるものです。</p>
<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案</p>	<p>だい き すいたし しょう ふくし けいかく およ だい き すいたし しょう じ ふくし けいかく あん 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）</p> <p>だい き すいたし しょう ふくし けいかく およ だい き すいたし しょう じ ふくし けいかく あん 1 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）</p> <p>がいようばん 概要版</p> <p>だい き すいたし しょう ふくし けいかく およ だい き すいたし しょう じ ふくし けいかく あん 2 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）</p> <p>がいようばん るび 概要版（ルビあり）</p> <p>だい き すいたし しょう ふくし けいかく およ だい き すいたし しょう じ ふくし けいかく あん 3 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）</p> <p>がいようばん てきすと 概要版（テキスト）</p> <p>てきすと ばん ほーむぺーじ えつらんかのう ふくしぶじやう ※テキスト版はホームページでのみ閲覧可能です。なお、福祉部障がい ふくしつ てんじ けいかく(あん)がいようばん えつらんかのう 福祉室では、点字の計画（案）概要版が閲覧可能です。</p>
<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案と かんれんしりよう 関連資料</p>	<p>じやうき あん つぎ ばしよ はいふ 上記の案は、次の場所でも配布しています。</p> <p>すいたしやくしよ ていそうとう かい しやう ふくし しつ ばんまどぐち 1 吹田市役所 低層棟1階 障がい福祉室（115番窓口）</p> <p>すいたしやくしよ ていそうとう かい こそだ せいさくしつ ばんまどぐち 2 吹田市役所 低層棟2階 子育て政策室（211番窓口）</p> <p>すいたしやくしよ ていそうとう かい しみんじちすいしんしつ ばんまどぐち よこばぶりっくこめんと せんようらつく 3 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室（219番窓口）横ハブリックコメント専用ラック</p> <p>そうごうふくしかいかん 4 総合福祉会館</p> <p>しやうがいしやえんこうりゆうせんたー すいた 5 障害者支援交流センター（あいほうふ吹田）</p> <p>はつたつしえんせんたー 6 こども発達支援センター</p> <p>やまだ しゅつちやうしよ せんり おかしゅつちやうしよ せんり しゅつちやうしよ 7 山田出張所、千里丘出張所、千里出張所</p> <p>しやう しゃそうだんしえんせんたー うちほんまち かたやま きしべ とよつ えさか みなみすいた 8 障がい者相談支援センター（内本町、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、 せんりやま さいでら い こ だに せんりにゅーたうん 千里山・佐井寺、亥の子谷、千里ニュータウン）</p>
<p>いけんでいしゅつしや 意見提出者</p>	<p>しなひ す ひと しなひ つうきん ひと また しなひ つうがく ひと 1 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人</p> <p>しなひ じぎやうしよ お じぎやうかつどう おこな こじん また だんたい 2 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体</p> <p>じやうき ほんけいかく きだ なん えいきやう う かのうせい 3 上記のほか、本計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある こじん また だんたい 個人又は団体</p>
<p>いけんでいしゅつしや 意見提出期間</p>	<p>れいわ ねん ねん がつ にち きんようび せい 令和2年(2020年)12月18日(金曜日)～ 令和3年(2021年)1月20日(水曜日) 必着</p>

いけんていしゅつほうほう 意見提出方法と ていしゅつさき 提出先	ゆうそう 郵送	〒564-8550 (住所の記載不要) すいたし ふくしが しょう ふくしつ けいかくぐらーぶ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ
	ふあつくす ファックス	06-6385-1031 すいたし ふくしが しょう ふくしつ けいかくぐらーぶ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ
	でんしめーる 電子メール	keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp すいたし ふくしが しょう ふくしつ けいかくぐらーぶ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	いけんていしゅつ 意見提出 ふおーむ フォーム	ほーむぺーじ いけん ていしゅつふおーむ ていしゅつ ホームページの意見提出フォームからも提出できます。
	ちやくせつていしゅつ 直接提出	すいたしやくしょ ていそうとう かい (ばんまどぐち) 吹田市役所 低層棟1階 (115番窓口) ふくしが しょう ふくしつ けいかくぐらーぶ 福祉部 障がい福祉室 計画グループ うけつけ げつようび きんようび がつ にち がつみつかおよ がつ にち のぞ 受付は、月曜日から金曜日まで(12月29日から1月3日及び1月11日を除 きます。)の午前9時から午後5時30分までです。
いけんしょ ようしき じゅう ひつよう おう べつしいけんていしゅつようし かつよう 意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。		
ちゅういじこう 注意事項	1 <u>ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。</u>	
	2 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「 <u>事業その他の活動を行う者</u> 」、「 <u>利害関係者(具体的な利害関係もお書きください)</u> 」のいずれかを必ず明記してください。	
	3 <u>ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</u>	
	4 <u>お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。</u>	
	5 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。	
	6 <u>お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和3年(2021年)3月下旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。</u>	
とあひさわせ 問い合わせ先	<第6期吹田市障がい福祉計画> すいたし ふくしが しょう ふくしつ けいかくぐらーぶ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ でんわ ちやくつう ふあつくす 電話：06-6384-1349 (直通) FAX：06-6385-1031	
	<第2期吹田市障がい児福祉計画> すいたし じどうぶ こそだ せいさくしつ せいさくぐらーぶ 吹田市 児童部 子育て政策室 政策グループ でんわ ふあつくす 電話：06-6105-8016 (直通) FAX：06-6368-7349	

だい きすいたししやう ふくしけいかくおよびだい きすいたししやう じふくしけいかく あん
「第6期吹田市 障がい福祉計画及び第2期吹田市 障がい児福祉計画（案）」
たい いけんていしゆつようし
に対する意見提出用紙

① 該当する項目を1つだけ選択してください（必須）。

住民 通勤者 通学者 事業その他の活動を行う者 利害関係者
(利害関係者の場合は具体的に：)

* 利害関係者とは、この計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある人のことをいいます。

② 「計画（案）」に対する具体的なご意見をお書きください。

【該当箇所】※当てはまる箇所にチェックを付けてください。

- 第6期吹田市 障がい福祉計画（案）
 第2期吹田市 障がい児福祉計画（案）

【ご意見】

【記入例】

1. 現行では〇〇などの吹田市の課題に十分対応できないため、〇〇と改める。
2. 近年の〇〇などの社会経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに〇〇を加える。

意見募集期間 令和2年12月18日(金) ~ 令和3年1月20日(水) 必着

* 用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただくか、適宜、付け足してください。

* パブリックコメントは、自治基本条例に基づき認められた市政への参画手法です。